

## 跡地利用特措法の期限延長及び見直しの実現に向けた決議文

軍用地主の長年の悲願であった、沖縄県における駐留軍用地の返還に関する法律は、法律制定まで実に、17年の歳月を要し、戦後50年の節目にあたる1995年（平成7年）6月20日に議員立法により制定された。同法律は「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法（軍転法：1995年）」、「沖縄振興特別措置法（沖振法：2002年）」、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下、跡地利用特措法：2012年）」と変遷するなか、施行後に顕在化した課題に対応するため、本会は沖縄県と連携しながら、継続して国へ同法律の延長及び見直しを求めてきた。

こうしたなか、跡地利用特措法が令和4年3月末日を以て失効することを踏まえ、沖縄県は、「新たな沖縄振興のための制度提言」において、地権者へ配慮した返還を実現するため、大規模な土地を有する地権者にとって不利益となる給付金制度の上限額の撤廃、段階的に返還される場合の拠点返還地指定等を求めている。

同法律に基づく地権者への負担軽減は「銃剣とブルドーザー」でふるさと（土地）を奪われた地権者への当然の補償である。このことから本会では、今後も地権者にとって、安全・安心な返還、跡地利用の促進が実施できるよう、国に対し、更なる同法律の延長及び見直しを求める。また、自衛隊施設用地については、駐留軍用地と同様に返還された際は、地権者が安心して円滑に跡地利用が促進できる措置を強く求める。

よって、地権者は自衛隊施設用地を含む駐留軍用地等が返還されても誰一人、不利益を被ることなく、地権者の不安感を払拭するとともに沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることに有効活用され、跡地利用が促進できるよう、同法律の延長及び見直しの実現に向け、下記のとおり決議する。

### 記

- 1 跡地利用特措法の期限を延長すること
- 2 給付金及び特定給付金の上限額を撤廃すること
- 3 段階的に返還される場合でも、拠点返還地に指定すること
- 4 自衛隊施設用地を同法律の適用対象とすること

以上